

# 年金所得

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。  
遺族年金、障害年金は計算の対象外です。所得金額を0円としますので、計算する必要はありません。また、個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金を受け取り始めた日と年金額の変更の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、年金収入額（年間予定額）を「都民住宅の所得金額」に換算してください。

1 年金を受け取り始めたのが、前々年12月以前で、すべての年金額に変更がない

2 年金を受け取り始めたのが、前年1月以降、または年金額に変更があった。

最新の「公的年金等の源泉徴収票」などで年金額をお確かめください。

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで年金額をお確かめください。

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者		住所又は居所 (フリガナ)		氏名		生年月日		個人番号	
区分		支払金額		源泉		千		円	
所得税法第203条の3第1号適用分									
所得税法第203条の3第2号適用分									
所得税法第203条の3第3号適用分									
所得税法第203条の3第4号適用分									
本人		控除対象配偶者の有無等		控除		対象扶養親族の数		障害者の	
特別障害者	その他の障害者	特別基礎	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	特別
							人	人	人
控除対象扶養親族									

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書 (写し)	
このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので、お知らせします。(決定・変更理由等は次ページでご確認ください。)	
年金の種類	基礎年金番号・年金コード
合計年金額	1,200,000 円

すべての年金の支払金額または年間予定額の合計額を下の表にあてはめて、「都民住宅の所得金額」に換算してください。  
年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、一人ひとり別に計算してください。

年金収入額を「都民住宅の所得金額」に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	→ 税法上の所得金額	→ 都民住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000 円まで	0 円	税法上の所得金額 - 100,000 円
	1,100,001 円 ~ 3,299,999 円	年金収入額 - 1,100,000 円	
	3,300,000 円 ~ 4,099,999 円	年金収入額 × 0.75 - 275,000 円	
	4,100,000 円 ~ 7,699,999 円	年金収入額 × 0.85 - 685,000 円	
	7,700,000 円 ~ 10,000,000 円未満	年金収入額 × 0.95 - 1,455,000 円	
65歳未満	600,000 円まで	0 円	税法上の所得金額 - 100,000 円
	600,001 円 ~ 1,299,999 円	年金収入額 - 600,000 円	
	1,300,000 円 ~ 4,099,999 円	年金収入額 × 0.75 - 275,000 円	
	4,100,000 円 ~ 7,699,999 円	年金収入額 × 0.85 - 685,000 円	
	7,700,000 円 ~ 10,000,000 円未満	年金収入額 × 0.95 - 1,455,000 円	